

指定申請に必要な書類と記載方法

(短期入所療養介護)

(介護予防短期入所療養介護)

千葉県健康福祉部

高齢者福祉課

指定申請に必要な書類と記載方法（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）

**申請に必要な書類**

- ・ 指定（許可）申請書 千葉県が定めた指定申請の共通様式です。この書類は介護保険指定等事業の全事業の共通様式になります。（第1号様式）
- ・ 付表9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業者用の様式です。
- ・ 添付書類一覧及び添付書類 添付書類は下表を参考にして作成してください。

番号	添付書類	説明
1	申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書。</li> <li>・ 条例については、公報の写し。</li> </ul>
2	病院、診療所の使用許可証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院又は診療所の場合に添付してください。</li> </ul>
3	介護老人保健施設・介護医療院の開設許可証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設又は介護医療院の場合に添付してください。</li> </ul>
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者及び従業者全員の、毎日の勤務すべき時間数（4週間分）を記載してください。</li> <li>・ 職種の分類は、次のとおりです。 （管理者／医師／看護職員／介護職員／作業療法士／精神保健福祉士／薬剤師／栄養士／調理員その他の従業者）</li> <li>・ 資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。</li> </ul>
5	平面図（参考様式2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の平面図（各室の用途・面積・各居室の定員・廊下幅を明示した、 A4判又はA3判のもの）</li> <li>・ 設備基準に係るものの写真を添付してください。 なお、写真は、下記4「設備・備品等一覧表」に記載されている内容が確認できるように撮影してください。</li> <li>・ 本体施設を含む施設全体の平面図を添付してください。</li> </ul>
6	設備・備品等一覧表（参考様式3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に係る設備について記載してください。</li> </ul>

7	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>3 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>4 通常の送迎の実施地域</li> <li>5 施設利用に当たっての留意事項</li> <li>6 緊急時等における対応方法</li> <li>7 非常災害対策</li> <li>8 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>9 その他運営に関する重要事項</li> </ol> </li> <li>・ 利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。</li> <li>・ 通常の送迎の実施地域については、市区町村単位を基本とします。</li> <li>・ 施行日は指定日としてください。</li> </ul>
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (参考様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置</li> <li>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</li> <li>3 その他参考事項</li> </ol> </li> </ul>
9	誓約書 (参考様式6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第70条第2項各号（又は法第115条の2第2項各号）に該当しないことを誓約する書面</li> </ul>

※書類は特段の定めがない限り、原則として日本産業規格A4型とします。